

正倉院聖語蔵の研究データ及び成果の取扱いに関する協定書

独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所（以下「甲」という。）と宮内庁正倉院事務所（以下「乙」という。）は、甲と乙が連携して実施した正倉院聖語蔵の研究で得られたデータ及び研究による成果の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

<対象となる研究>

第1条 本協定では、甲と乙が連携して実施した以下の研究について定めるものとする。

- （１）研究題目 正倉院聖語蔵の年輪年代学的検討
- （２）研究目的及び内容 正倉院聖語蔵の建立年代に資する資料を得ることを目的とし、構成する部材及び内部棚板について、年輪年代調査を行う。
- （３）研究期間 自 令和 2年11月 1日
至 令和 5年 3月31日

<研究データの取扱い>

第2条 年輪年代調査で得られた研究データは甲が管理し、乙が資料として使用する場合は、甲に協議の上、行うものとする。また、研究データは、原則として公表できるものとする。ただし、公表の時期・方法等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

<研究成果の取扱い>

第3条 年輪年代調査による研究成果は、原則として公表できるものとする。ただし、公表の時期・方法等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

<存続期間>

第4条 この協定の有効期間は、締結日から令和11年3月31日までとする。但し、期間満了の2ヶ月前までにいずれの当事者からも意思表示がない場合、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

<担当者>

第5条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を担当者とする。

<協議>

第6条 この協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年6月10日

甲 奈良市二条町2丁目9番1号
独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所長 本中 眞 印

乙 奈良市雑司町129
宮内庁正倉院事務所長 飯田剛彦 印

別表第 1（第 5 条関係）

区分	担当者職名
甲	埋蔵文化財センター年代学研究室長
乙	保存課長